

議案第 号

宝塚市水道事業給水条例及び宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定
について

宝塚市水道事業給水条例及び宝塚市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
するものとする。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市水道事業給水条例及び宝塚市下水道条例の一部を改正する条例
(宝塚市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 宝塚市水道事業給水条例（昭和36年条例第25号）の一部を次のように改正す
る。

第7条第1項中「指定給水装置工事事業者」というを「この項及び次項において
同じ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法
（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。
以下この項及び次項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の規
定により指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、当該
他の市町村長又は他の市町村長が同項の規定により指定をした者も当該工事を施行す
ることができる。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「管理者が法第16条の2第1項の
規定により指定をした者又は他の市町村長が同項の規定により指定をした者（以下こ
れらを「指定給水装置工事事業者」という。）」に改め、同条第3項中「第1項」を
「第1項本文」に改める。

(宝塚市下水道条例の一部改正)

第2条 宝塚市下水道条例（昭和49年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「新設等の工事」の次に「（別に上下水道事業管理者が定める軽微
な工事を除く。以下同じ。）」を加え、「（別に上下水道事業管理者が定める軽微な
ものを除く。）」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「及び」を「、」に改

め、「選定業者」の次に「及び前項第2号に規定する他の市町村長の指定を受けた者」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、排水設備等の新設等の工事であって、次の各号に掲げるものの設計及び施行は、指定業者のほか、当該各号に定める者がすることができる。

(1) 私道に排水設備を布設する工事であって、宝塚市水洗便所改造資金の助成に関する条例（昭和49年条例第2号）第15条に規定する助成の決定があったもの上下水道事業管理者が選定した建設業者（以下「選定業者」という。）

(2) 災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき条例により下水道事業に同法の規定の全部を適用することとした場合における同法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号及び次項において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに行う工事 他の市町村長の指定を受けた者

第30条第2号中「第6条第1項又は第2項」を「第6条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(宝塚市水洗便所改造資金の助成に関する条例の一部改正)

2 宝塚市水洗便所改造資金の助成に関する条例（昭和49年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「指定業者」の次に「及び同条第2項第2号に規定する他の市町村長の指定を受けた者」を加える。

議案第 号

宝塚市水道事業給水条例及び宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市水道事業給水条例(昭和36年条例第25号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(法第25条の3の2第1項の規定により指定の更新を受けた者を含む。以下「<u>指定給水装置工事事業者</u>」という。)が施行する。 _____</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 前項の規定により、<u>指定給水装置工事事業者</u></p> <hr/> <hr/> <p>_____が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 <u>第1項</u> _____の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(法第25条の3の2第1項の規定により指定の更新を受けた者を含む。以下<u>この項及び次項</u>において同じ _____。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項及び次項において同じ。)</u>又は他の市町村長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、当該他の市町村長又は他の市町村長が同項の規定により指定をした者も当該工事を施行することができる。</p> <p>2 前項の規定により、<u>管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者又は他の市町村長が同項の規定により指定をした者(以下これらを「指定給水装置工事事業者」という。)</u>が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 <u>第1項本文</u>の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p>

宝塚市下水道条例(昭和49年条例第1号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(排水設備等の新設等の工事の設計及び施行)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事_____</p> <p>_____の設計及び施行(別に上下水道事業管理者が定める軽微なものを除く。)</p> <p>は、上下水道事業管理者が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した排水設備業者(以下「指定業者」という。)でなければしてはならない。<u>ただし、宝塚市水洗便所改造資金の助成に関する条例(昭和49年条例第2号)第3条第4号に規定する工事の設計及び施行は、上下水道事業管理者が選定した建設業者(以下「選定業者」という。)ですることができる。</u></p> <p>2 指定業者及び選定業者_____</p> <p>_____は、前条の規定により確認を受けた計画に基づき工事の施行をしなければならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し50,000円以下の過料に処する。</p>	<p>(排水設備等の新設等の工事の設計及び施行)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事(別に上下水道事業管理者が定める軽微な工事を除く。以下同じ。)</p> <p>_____の設計及び施行_____</p> <p>は、上下水道事業管理者が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した排水設備業者(以下「指定業者」という。)でなければしてはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、排水設備等の新設等の工事であって、次の各号に掲げるものの設計及び施行は、指定業者のほか、当該各号に定める者がすることができる。</p> <p>(1) <u>私道に排水設備を布設する工事であって、宝塚市水洗便所改造資金の助成に関する条例(昭和49年条例第2号)第15条に規定する助成の決定があったもの</u> 上下水道事業管理者が選定した建設業者(以下「選定業者」という。)</p> <p>(2) <u>災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定に基づき条例により下水道事業に同法の規定の全部を適用することとした場合における同法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号及び次項において同じ。)</u>の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに行う工事</p> <p>他の市町村長の指定を受けた者</p> <p>3 指定業者、<u>選定業者</u>及び前項第2号に規定する他の市町村長の指定を受けた者は、前条の規定により確認を受けた計画に基づき工事の施行をしなければならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し50,000円以下の過料に処する。</p>

(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>第6条第1項又は第2項</u> の規定に違反して排水設備等の新設等の工事の設計又は施行をした者	(2) <u>第6条</u> の規定に違反して排水設備等の新設等の工事の設計又は施行をした者
(3)～(9) (略)	(3)～(9) (略)

宝塚市水洗便所改造資金の助成に関する条例(昭和49年条例第2号)新旧対照表(附則第2項による改正関係)

現行	改正案
<p>(工事の施行)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 第3条第1号から第3号までに規定する助成に係る工事は、宝塚市下水道条例(昭和49年条例第1号。以下「下水道条例」という。)第6条第1項に規定する指定業者 _____</p> <p>_____ 以外の者が施行してはならない。</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 第3条第1号から第3号までに規定する助成に係る工事は、宝塚市下水道条例(昭和49年条例第1号。以下「下水道条例」という。)第6条第1項に規定する指定業者 <u>及び同条第2項第2号に規定する他の市町村長の指定を受けた者</u> 以外の者が施行してはならない。</p>

宝塚市水道事業給水条例及び宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の概要

1 条例改正の概要

現在、宝塚市水道事業給水条例第7条、宝塚市下水道条例6条の規定により、配水本管から宅内に給水管を引き込むための給水装置工事、宅内からの汚水を公共下水道管へ排出するための排水設備工事について、上下水道事業管理者が指定した者（以下「指定業者」）でなければ施工ができないこととしています。

令和6年能登半島地震では、多くの家屋で、個人が管理する宅内給水配管及び排水設備等が破損したことや、被害の規模に比して、指定業者数が少なかったことに加え、指定業者自身も被災したことにより、工事を行うことができる工事業者が不足し、これによって、宅内給水配管及び排水設備の復旧が遅れることとなりました。

これを踏まえて、災害その他非常の場合にあって、指定業者の確保が困難となると判断される時は、宅内給水配管及び排水設備を早期復旧するとともに、被災地での給水装置工事及び排水設備工事が円滑に実施されるよう、災害その他の非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法第7条の規定により置かれた上下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた工業者に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた工業者であっても、給水装置工事及び排水設備工事を行うことができることとする旨、令和7年4月22日付で、国土交通省水道事業課長及び上下水道企画課長より、通知がありました。

当該通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく“技術的助言”であり、法的拘束力を持たないものではありませんが、今後想定される大規模災害等において、給水装置工事及び排水設備工事が円滑に実施されるよう、宝塚市水道事業給水条例及び宝塚市下水道条例の所要の改正を行うものです。

2 施行期日 公布の日

3 参考資料 国土交通省水道事業課長及び上下水道企画課長通知 別添のとおり

国 水 水 第 2 9 号
令和 7 年 4 月 2 2 日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿
国土交通省大臣認可水道事業者 殿

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課長
(公印省略)

災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について（通知）

令和6年能登半島地震では、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。これは、宅内配管工事を担う地元市町の業者の数が宅内配管の被害の規模に比して少なかったことや、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したこと等により、宅内配管の業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされています。

災害その他非常の場合にあつて、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にすることにより、宅内配管の復旧に対応する業者を確保する必要があります。

本件に対応するためには、指定給水装置工事事業者制度を導入している各水道事業者において供給規程等を改正する必要がある場合が考えられるため、以下の記載例を参考とし、改正の要否等についてご検討いただくようお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部局におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者へ周知をお願いするとともに、貴管内の管工事組合と連携できる体制の構築についてご検討いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である旨を申し添えます。

【供給規程の記載例】

第〇条 給水装置工事は、市（町村）長又は市（町村）長が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市（町村）長が他の市（町村）長又は他の市（町村）長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

国水企第6号
令和7年4月22日

各都道府県下水道担当部局長 宛
各政令指定都市下水道担当部局長 宛
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課長
(公印省略)

「標準下水道条例について」の改正について

下水道法(昭和33年法律第79号)第25条に基づき下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である「標準下水道条例について」(昭和34年11月18日付厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号。以下「標準条例」という。)について、別紙のとおり改正することとしたので、下記事項に留意のうえ、適切に対応するとともに、各都道府県におかれては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)にもこの旨周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

標準条例第6条においては、排水設備等の新設等の工事は、同条第1項各号で定める工事を除き、市町村長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ行うことができないことを規定している。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより、工事を行うことができる指定工事店が不足し、これによって、排水設備等の復旧が遅れることとなった。

これを踏まえて、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、同条第1項に第4号を追加し、災害その他の非常の場合において、市(町村)長が他の市(町村)長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市(町村)長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の工事を行うことができることとする。